
プロジェクト 実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について

項目 第171回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」について、第171回金融商品専門委員会（2021年10月20日開催）において、聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

論点1

2. 米国ドル建LIBORの公表停止の延期によって、今しばらく市場の動向を見たいということで指標金利の置き換えが進まなくなっているという実例がある。このような中でLIBORの公表停止より先に実務対応報告第40号の適用期限が到来した場合には、実務対応報告第40号によって救済できない取引が発生してしまうのではないかと考える。
3. 実務対応報告第40号の適用期限が現行のままでよいのかについて、十分に議論すべきである。また、米国における指標金利の置き換えの取扱いの影響について議論をする際に、当局より公表されているFAQなどの文書も参考にすべきである。
4. 相当規模のLIBORを参照する契約が米国ドル建LIBORの公表停止となる2023年6月まで残ると聞いている。実務対応報告第40号の適用期限が1年程度延長されると実務上は特段の問題なく対応できるのではないかと考える。

論点2

5. タフレガシーに該当する例は国内では多くないという事務局の分析に同意する。ただし、海外ではシンセティックLIBORを使用する状況も想定されるため、海外の状況についても留意することが必要であると考えている。

論点3

6. 銀行業の立場からは、LIBORを置換後の金利でヘッジの有効性を継続的に確保するためには市場の成熟などが必要であり、しばらく時間がかかる可能性があると考えている。また、米国ドル建LIBORの公表停止の延期に伴い、顧客対応についても米国ドル建以外から対応しており、米国ドル建は後回しになっている。そのため、実務対

応報告第40号の適用期限が延長された方が安定的な移行はできると考える。

7. 実務対応報告第40号の適用期限の延長を行うならば、通貨スワップなど米ドルと円の双方に影響する商品が存在するため、米国ドル建LIBORに限定せず全体を延長する方がリスク管理の実務及び監査上の対応の観点から混乱が少ないと考えられる。

その他全体的な意見

8. 審議の結果、実務対応報告第40号を見直す必要があるとされた場合には、公開草案を公表する手続きを踏むことになるのか。
9. 論点の照会を行っている財務諸表作成者（一部の銀行業）以外にも広く意見を募ることは予定しているか。

以 上